2026年11月20日

各　位

会社名　　株式会社情報戦略テクノロジー
代表者名　　代表取締役社長　　髙　井　　淳
（コード番号：155A　東証グロース市場）
問合せ先　　取　締　役　　瀧　本　　崇
（TEL 03-6277-3461）

指名・報酬委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．設置の目的

当社は、2026年9月17日付で特別調査委員会から受領した調査報告書における指摘事項を踏まえ、再発防止に向けたガバナンス体制の強化に取り組んでおります。

その一環として、当社は、①当社取締役・監査役・執行役員及び子会社役員（以下、「取締役等」という。）の指名及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ること、②その職責を担うにふさわしい資質・適格性に関する基準を明確化し、当該基準に基づく選解任を行うこと、及び③各人の役割・責務等に見合った報酬を適切に設定することを目的として、任意の指名・報酬委員会（以下、「本委員会」という。）を設置することといたしました。

２．本委員会の役割

本委員会は、以下の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

（１）当社の取締役候補者、執行役員候補者及び監査役候補者並びに子会社役員候補者の選任及び再任に関する事項
（２）当社の取締役（社外取締役を含む。）、監査役及び執行役員並びに子会社役員の解任及び不再任に関する事項
（３）当社及び子会社の代表取締役の選定及び解職に関する事項
（４）取締役等の報酬等の総額
（５）取締役等の個別報酬案
（６）取締役等に対する固定月額以外の報酬（金銭・非金銭を含む。）の内容及び金額等
（７）前各号に関する基本方針、規則及び手続等の制定、変更及び廃止
（８）当社及び子会社の取締役の報酬の減額、不支給、返還又は支給保留
（９）その他、取締役等の指名・報酬等に関して本委員会が必要と認めた事項

３．本委員会の構成

本委員会は、取締役会決議により選定された取締役である委員３名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役といたします。委員長は、独立社外取締役である委員の中から、指名・報酬委員会の決議によって選定いたします。

４．設置日

2026年11月20日

以上